

愛知県公共交通協議会設置規約及び作業部会設置規約の一部改正の概要

1 改正の概要

次期「あいち交通ビジョンー第二次愛知県地域公共交通計画」（仮称）の策定に向けて、策定体制の見直しを行う。

2 改正の内容

愛知県公共交通協議会及び作業部会の構成員の追加等を行う。
その他必要な規定の整理等を行う。

(1) 協議会

ア 追加する団体

区分	団体名
国	中部地方整備局企画部
利用者	一般社団法人中部経済連合会

イ 削除する団体

区分	団体名
その他	愛知県総務局総務部市町村課地域振興室
	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

※県関係課室については、作業部会のオブザーバーとして整理

(2) 作業部会

追加する団体

区分	団体名
国	中部運輸局交通政策部
	中部地方整備局企画部
公共交通事業者	公益社団法人愛知県バス協会
	あおい交通株式会社
利用者	愛知県商工会議所連合会
	一般社団法人中部経済連合会

3 施行期日

令和8年6月2日